# 総務協議会協議事項

日時 令和6年5月21日(火) 午前10時 場所 第一委員会室

- 所管事項の報告について
  - 1 八戸圏域路線バスの運賃改定について
  - 2 八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部 改正(案)の概要について
  - 3 指定管理者制度導入予定施設(継続)について
  - 4 令和5年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
  - 5 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
  - 6 特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
  - 7 特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する 条例の一部改正(案)の概要について
  - 8 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県 市町村総合事務組合規約の変更について
  - 9 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正(案)の概要について
  - 10 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
  - 11 令和6年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

# 八戸圏域路線バスの運賃改定について

#### 1 現状

八戸圏域では、バス利用者の利便性向上による利用拡大を図る交通政策として、 平成23年10月よりバス運賃を対キロ区間制から上限運賃制に変更しており、その 後は、利用者の負担軽減を図るため、令和元年10月の消費税増税時以外は運賃改定 しておらず、現行の運賃でバス路線を維持してきたところ。

#### 2 運賃改定の理由

人口減少による利用者の減少に加え、乗務員の賃金水準の適正化、燃料およびバスに関わる部品や資材等のコスト上昇により、各路線バス事業とも厳しい経営環境での運営を余儀なくされており、国・県・市町村等の支援を受けて運行を維持している状況であり、八戸圏域における公共交通の中心的役割を担っているバス事業の持続性を高め、住民生活に必要不可欠な円滑な移動手段を今後も確保するため。

#### 3 運賃改定の内容

- ・市内を運行するバス事業者3社(八戸市営バス・南部バス・十和田観光電鉄バス) との協議の結果、上限運賃制による利便性を維持しつつ、事業者の事業性を確保 するため、令和6年10月1日から改定するもの。
- ・なお、現在運賃改定に向けて、国・県との調整や関係町村・バス事業者と協議中。

#### (運賃改定案)

·初乗り運賃 190 円、60 円刻み、市内上限 370 円、圏域上限 610 円

現行運賃	170円	220円	270円	320円	370円	420円	470 円	520円	
改定運賃	190円	250円	310円	370円	430 円	490円	550円	610円	

値上げ率 平均 15.9%

(参考) タクシー料金(令和5年6月)の値上げ率:13.96% ※小児運賃は半額、また、端数が出る場合は10円単位に切り上げ。

#### 4 運行主体

市交通部、岩手県北自動車㈱南部支社、十和田観光電鉄㈱

#### 5 対象路線(圏域路線を含む)

・市営バス:15路線・・・鮫線、八戸駅線、岬台団地線ほか

・南部バス:40 路線・・・八戸駅線、八戸ニュータウン線、是川団地線ほか

・十鉄バス: 2路線・・・十和田八戸線、八戸線

#### 6 その他主な乗車券等の運賃改定(案)

	商品名	現行運賃	改定運賃
市営・南部	共通1日乗車券	市内 800 円 圏域 1,600 円	市内 800 円 圏域 1,500 円
共通	休日 100 円サービス	100円	150 円
市営	うみねこ号・いさば号	100円	初乗り 150 円 上限 200 円

## 7 市民への周知

- ①広報はちのへ(9月号を予定)、市ホームページに掲載
- ②バス停留所、バス車内等での周知

## 8 今後の予定

市交通部が、八戸市自動車乗車運賃等条例の改正案を6月議会に提案するとともに、国への申請に必要な手続きとして、6月下旬(予定)に、八戸市及び八戸圏域の運賃協議会で運賃に係る協議を行う予定。

# 八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の 一部改正(案)の概要について

- 1 改正の理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の 課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得等 に係る期限を延長するためのもの
- 2 改正の内容 課税免除の対象となる設備の取得等に係る期限を令和6年3月31日 から令和9年3月31日とするもの
- 3 施 行 期 日 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するもの

#### (参考)

「八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例」の概略 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域における固定資 産税の特別措置について必要な事項を定めるもの。

## 八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の概要

#### 1 対象地域 南郷地域

(八戸市過疎地域持続的発展計画の中で「産業振興促進区域」とする)

- 2 特別措置 要件に該当する固定資産税(土地・家屋・償却資産)を3年間免除
- 3 対象業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の4業種

#### 4 特別措置の要件

#### ①取得価格

	資	本 金 規	模	
対 象 業 種	5,000万円以下	5,000万円超	1 / <del>\$</del> .553+71	
	(個人を含む)	1億円以下	1 億円超	
製 造 業		1,000万円以上	2,000万円以上	
旅館業	500 <del></del>	(新増設に限る)	(新増設に限る)	
農林水産物等販売業情報サービス業等	500万円以上	500 万円以上 (新増設に限る)		
מאונוו – אונוו		( 和	に見る)	

#### ②取得期間

改正前 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの 改正後 令和6年4月1日から令和9年3月31日までに取得したもの

5 **免除の実績** 令和3年取得 製造業 2件(償却資産) 令和5年取得 製造業 1件(家屋)

# 指定管理者制度導入予定施設(継続)について

令和6年度で指定期間が満了する施設について、令和7年度以降も指定管理者制度を継続する。

#### 1 導入施設 公募 9施設

うち、総務協議会所管分は4施設(No.1、No.2、No.6)

No	対象施設名称	施設数	所管課
1	市民活動サポートセンター	1	市民連携推進課
2	青葉湖展望交流施設	1	南郷事務所
3	斎場	1	市民課
4	東霊園 西霊園 南郷中央霊園	3	市民課
5	身体障害者更生館	1	障がい福祉課
6	南郷図書館 図書情報センター	2	図書館
	計	9	

#### 2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

#### 3 管理運営開始までのスケジュール

	◇ 指定管理者候補者の募集及び審査・決定
	◇ 12 月定例会
	・指定管理者指定議案の提出・議決
	・指定管理料の債務負担行為の設定
14 111 1 = 74	◇ 包括協定の締結
4月	◇ 管理運営開始

# 令和5年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和6年3月29日

# ◎ 一般会計補正予算

1	歳 入	761,000千円
	(1) 市税	516, 893
	・個人市民税	(100, 000)
	• 固定資産税	(224,000)
	• 軽自動車税	(60, 331)
	・市たばこ税	(132, 562)
	(2) 地方譲与税・県税交付金等	$\triangle 261,687$
	(3) 地方交付税	956, 480
	(4) 寄附金	24, 598
	(5) 基金繰入金	$\triangle 140$ , $384$
	・地域振興基金繰入金	$(\triangle 100,000)$
	(6) 市債	$\triangle 334,900$

2	歳	出	761,	000千円

(1)	職員の退職手当	36, 279
(2)	基金積立金	724, 721
	・財政調整基金	(300, 123)
	・市債管理基金	(400,000)
	・その他基金 (防災対策基金積立金等)	(24, 598)

#### 3 繰越明許費の設定

(1) 長根屋内スケート場整氷車設備更新事業

6,050

総務協議会資料令和6年5月21日財 政 部

#### 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分(公布)年月日 令和6年3月31日

#### 1 改正の理由

令和6年度税制改正等における地方税法の一部改正によるものである。

#### 2 改正の主な内容

#### ≪個人住民税≫

(1)個人住民税所得割に係る定額減税を実施するもの。

令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1 人につき1万円を控除するもの。

(2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設けるもの。 雑損控除を適用する年度を納税義務者が選択できる措置を講ずるもの。

現行	改正後
令和7年度	令和6年度又は令和7年度
(令和6年分所得)	(令和5年又は令和6年分所得)

#### ≪固定資産税≫

(3)令和6年度評価替えに伴い、以下の措置を講じるもの。

①据置年度における土地の価格の下落修正措置を継続(附則第9条の2関係)

現 行	改 正 後
令和4年度又は令和5年度	令和7年度又は令和8年度

②土地の税負担の調整措置を継続(附則第10条、第11条関係)

現 行	改 正 後
令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで

(4)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準額の特例措置について、条例で定める特例割合を次のとおりとするもの。(附則第8条の2関係) ①特例割合の見直し

対象資産	条例で定める割合
バイオマス発電設備のうち、出力が 10,000kw 以上 20,000kw 未満で、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	6/7 (改正前:2/3)

#### ②特例割合の新設

対象資産	条例で定める割合
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等	
向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定	1/2
の固定資産 (民地のオープンスペース化など)	

#### ≪その他≫

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 (1)(3)(4)令和6年4月1日、(2)公布の日

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例の制定に係る専決処分について

#### 1. 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条 第1項の規定により専決処分したもの

#### 2. 改正の内容

#### (1) 概要

同条例の中で引用する地方税法の規定について、法改正により条項ずれ が生じたため改めるもの

・第2条第1項の表中で引用している地方税法の条項「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に、「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改める。

#### (2)施行期日 公布の日

#### **3. 処分年月日** 令和6年5月16日

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部改正(案)の概要について

#### 1. 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、市民税及び国民健康保険税の減免に係る合計 所得金額の算定について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をす るためのもの

#### 2. 改正の内容

① 地方税法の一部改正に伴う所要の改正

第2条第2項中「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第35条の2第6 項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」 に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

#### ② その他規定の整備

第3条第1項の表中「当該面積」を「被害面積」に改めるなど文言の修正 を行う。

#### 3. 施行期日 公布の日

## 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更 並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

#### 1 理 由

地方自治法第286条第1項の規定により、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理 に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条 第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約 を変更するもの。

なお、規約の変更についての協議については地方自治法第 290 条により議会の議決を経ることを要する。

#### 2 青森県市町村税滞納整理機構の概要

1. 経 緯	青森県市町村総合事務組合(平成 19 年4月設立、地方自治法第 284 条一部事務組合)の滞納整理部門を強化し、市町村税等の滞納整理を専門に行う機関として平成 24 年4月1日に設立された。
2. 構成団体	青森県内の40市町村 ※八戸市は令和5年6月1日加入
3. 処理業務	構成団体から移管を受けた市町村税等徴収金の滞納整理 (1) 滞納者の財産等の調査及び徴収金の納付折衝 (2) 滞納者の財産の差押え等 (3) 差押財産の換価、配当等 (4) 滞納処分の執行停止の判定等 滞納整理に関する研修の実施
4. 負 担 金	構成団体市町村が実績に応じて次の負担金を納付する。 ・移管件数割額 滞納者1名につき千円 ・徴収実績割額 移管滞納事案に係る収納額の10%

#### 3 目 的

令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収については、市町村において個人住民税 均等割と併せて行うとされたため、青森県市町村総合事務組合において共同処理する事務の うち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加え、青森県市町村 税滞納整理機構へ滞納整理を移管した場合において、森林環境税も市町村税等徴収金として の徴収を可能とするもの。

#### 4 規約施行日 令和6年8月1日

総務協議会資料 令和6年 5月21日 学 校 教 育 課

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部改正(案)の概要について

#### 1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正 に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げる ためのものである。

#### 2 改正の主な内容

#### (1) 介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額(1月)	常時介護を受けて いる場合	172,550 円	177,950 円
	随時介護を受けて いる場合	86,280 円	88,980 円
親族等による介護を受けたときの補償 下限額(1月)	常時介護を受けて いる場合	77,890 円	81,290 円
	随時介護を受けて いる場合	38,900 円	40,600 円

#### (2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

#### <改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師 としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補 償基礎額	6,340 円	8,085 円	9,640 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340 円	6,310 円	6,925 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円

#### <改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師 としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補 償基礎額	6,618 円	8,283 円	9,795 円	10,923 円	11,718円	12,438 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568 円	6,470 円	7,038 円	8,093 円	8,950 円	9,398 円

#### 3 施行時期

条例公布の日から施行する。

#### 4 経過措置

改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

新条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

## 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

1 発生日時 令和6年3月6日(水)午後5時45分頃

2 発生場所 八戸市立江南小学校

3 事故の概要 被害者が自家用車で、江南小学校敷地内に併設されている江南な

かよしクラブへ子の迎えのため出かけ、子を迎え入れ自宅へ帰ろ

うとした際、渡り廊下の下をくぐり抜けたところ、渡り廊下の屋 根から落雪があり、被害者の自家用車に当たり、車両ルーフが破

損した。

4 損害賠償額 201,500円

※全国市長会学校災害賠償補償保険より、時価損害額 119,000 円

および代車代82,500円を給付

5 専決処分月日 令和6年4月26日(金)処分第11号

6 示談成立月日 令和6年4月30日(火)

総務協議会資料 令和6年5月21日 教育委員会教育指導課

### 令和6年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

#### 1. 経 緯

- ○仏領ニューカレドニアで5月14日未明に暴動が発生し、訪問予定都市であるヌメア市等、 現地において外出禁止令が出され、16日に非常事態宣言が発令された。
- ○事態収拾の見込みが不明であることから、生徒の安全を最優先とし、ニューカレドニア班 の派遣延期を決定した。
- ○5月18日に説明会を行い、ニューカレドニア班の生徒及び保護者に延期を説明した。

#### 2. 今後の予定

#### (アメリカ班)

- ○予定どおり実施する。
  - ・訪問先:フェデラルウェイ市、ポートランド市、シアトル市
  - 派遣期間:令和6年5月26日(日)~6月3日(月) 8泊9日
  - ・派遣団員:引率者4名、中学2年生13名

#### (ニューカレドニア班)

- ○5月26日(日)からの派遣は延期する。
  - ・予定していた派遣団員:引率者3名、中学2年生13名
- ○今後、派遣時期及び派遣先について検討・調整を進める。